

# 北海道医療計画

## 宗谷地域推進方針

令和4年度進捗状況及び評価

令和5年(2023年) 8月

宗谷総合振興局保健環境部保健行政室  
(北海道稚内保健所)

# 目次

## 第2 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

1	がんの医療連携体制	1
2	脳卒中の医療連携体制	4
3	心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	7
4	糖尿病の医療連携体制	10
5	精神疾患対策	13
6	救急医療体制	19
7	災害医療体制	22
8	へき地医療体制	24
9	周産期医療体制	27
10	小児医療体制(小児救急医療含む)	29
11	在宅医療の提供体制	32

## 第3 地域保健医療対策の推進

12	感染症対策	39
13	難病医療対策	43
14	歯科保健医療対策	45

## 第4 医師などの医療従事者確保

15	医師	48
16	看護職員	49

## 第2 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

### 1 がんの医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>がん予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康のために望ましい生活環境やがんに関する正しい知識を身につけることが出来るよう普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的に、補助金の活用やがん予防に関する普及啓発を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たなステージに入ったがん検診総合支援事業 6市町村 243千円</li> <li>○ 禁煙週間(5/31～6/6)における普及啓発 禁煙ポスターの掲示(庁舎、保健所、支所、市町村) 振興局各課窓口に啓発用三角柱を設置</li> <li>○ がん予防に関する普及啓発 パネル展(稚内市キタカラ 11/11～11/18)</li> </ul> </li> <li>・ 企業との連携やマスメディアを活用し、がん予防に関する普及啓発を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内スーパーと連携した栄養改善事業の実施</li> <li>○ 報道機関や地元FM局を活用した普及啓発</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若い世代の喫煙防止対策として、小中学校や地域における健康教育を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者喫煙防止講座を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から中止しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依頼があった小学校 猿払村知来別小学校</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ たばこをやめたい人が、医療機関、薬局、市町村、保健所や事業所などの身近なところで禁煙支援を受けることができる体制の整備を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所ホームページにおいて、管内の禁煙治療を行う医療機関を掲載しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宗谷管内禁煙治療医療機関 7施設(2023年4月現在)</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正健康増進法(令和2年4月改正)及び北海道受動喫煙禁止条例に基づきすべての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道受動喫煙防止対策推進プランに基づき、市町村等と連携し対策の推進を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村ホームページに「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」掲載 10市町村</li> <li>○ 「きれいな空気の施設」の登録 111施設(うち新規18施設)</li> <li>○ 受動喫煙防止対策リーフレットの配付 配布先:食品衛生責任者事務講習受講者</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>がんの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん検診の受診率の向上に向け、企業との連携やマスメディア等を活用した普及啓発を行います。</li> <li>○ がん検診と特定健診との一体的な実施を促進するとともに、検診の受診勧奨の取組を推進するなど、受診率の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん検診受診率については、子宮頸がんを除き全道平均より高い状況となっておりますが、全てのがん検診で目標値に達しておらず依然として低い状況にあります。 引き続き、市町村及び職域保健と連携し、検診の受診勧奨に努めるとともに、がん検診の円滑な実施に関する情報提供等を行います。</li> </ul>
<p>がん登録の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がんの罹患や治療後の経過等に関する情報が予防・治療等に効果的に活用されるよう、住民への普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内の地域がん登録の現状を道ホームページに掲載するほか、市町村に対して情報提供を行いました。</li> </ul>
<p>がん医療連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ より身近なところで必要な医療を受けることができるよう、がん医療を行う医療機関、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局、歯科医療機関等の関係者間の連携を促進し、診療から、治療、緩和ケア、リハビリテーション、在宅医療に至るまでのがん医療提供体制の整備及び地域連携クリティカルパス導入に向けた取組を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域連携クリティカルパスの導入に至っていませんが、在宅医療・介護連携推進事業の多職種連携事業の中で、保健医療福祉・介護関係者によるがん医療の提供体制及び連携体制について情報共有や課題の共有を図ることで、地域のがん診療連携体制の充実を図っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当地域では、拠点病院等に指定されている医療機関がないことから、他地域の拠点病院等との連携を促進するとともに、本方針の進捗状況を踏まえ、拠点病院等の整備について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点においては、人員等の要件が満たす拠点となる病院が(管内に)ない状況ですが、引き続き関係機関と連携し、がん医療の提供体制の整備を図るとともに、市町村及び医療機関に対して連携体制構築に向けた情報提供を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が指定する小児がん拠点病院と診療体制や機能等の情報を共有し、連携体制の構築に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん診療拠点病院等 管内指定病院なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がんと診断されたときからの在宅を含む緩和ケアが推進されるよう、他地域の拠点病院等と連携し、がん診療に携わる医師、看護師、薬剤師等に対する緩和ケアの知識の普及とともに、緩和ケア病床を有する医療機関や在宅療養支援診療所、薬局等の関係者の連携を促進します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所、市町村、医療機関等が連携して、がん患者やその家族に対するがん医療やがん患者が活用できる各種サービスなどの情報を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道がんサポートブックを保健所窓口配置するとともに、各市町村に配付し情報提供を行いました。</li> </ul>

		数値目標等					
		指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標値の考え方	
<p>計画策定時よりも 現状値が減少し ていることから、 取組を強化</p>	がん検診 受診率 (%)	胃	10.0	8.2	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進 事業報告
		肺	8.7	7.5	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進 事業報告
		大腸	8.5	7.5	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進 事業報告
		子宮頸	14.3	13.9	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進 事業報告
		乳	20.0	20.1	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進 事業報告

## 2 脳卒中の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>予防対策の充実</p> <p>○ 脳卒中は初発を予防することが第一であり、生活習慣病の進展段階に応じた一次予防対策が重要です。高血圧や糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早急に開始し、脳卒中の発生予防に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳卒中の発症要因となる生活習慣病の発症を予防するため、補助金等を活用し健康相談や健康教育等の取組を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康増進事業費補助金 10市町村 3,411千円</li> </ul> </li> <li>・ 健康づくりに関する月間や週間に合わせ、パネル展を開催する等、住民に対して生活習慣病予防の知識の普及啓発を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活習慣病予防に関する普及啓発 パネル展(稚内市キタカラ11/11～11/18)</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 道・市町村・医療保険者が連携して、特定健康診査の意義を住民に周知するとともに、脳卒中の発症を予防するための保健事業の推進、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村に対し、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施及び受診率向上に関する情報提供を行いました。 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率 R3宗谷圏域 29.8% (北海道 27.9%) (R3年度 特定健診・特定保健指導実施結果[北海道国保連合会])</li> </ul>
<p>○ 施設内禁煙等の環境づくりを推進し、受動喫煙防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁煙週間(5/31～6/6)に受動喫煙防止に関する普及啓発を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 禁煙ポスターの掲示(庁舎、保健所、支所、各市町村)</li> <li>○ 振興局各課窓口に啓発用三角柱を設置</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>医療連携体制の充実</p> <p>○ 急性期から回復期、維持期まで切れ目のない適切な医療(リハビリテーションを含む)が提供できるよう、地域連携クリティカルパスやICTを活用した患者情報共有ネットワーク、保健医療福祉連携推進会議等を通じて、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。</p>	<p>・ 急性期から維持期医療まで切れ目のない適切な医療が提供できるよう、各種会議等を通じて、市町村、医療機関、関係団体と協議を行い、連携の強化を図ります。</p>
<p>○ 宗谷地域リハビリテーション広域支援センターでは、関係職種による意見交換会、講師バンク(医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士)の設置・運営、関係職員等に対する研修会の開催等を行っています。今後も生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーションサービスが地域において適切かつ円滑に提供されるよう体制整備を図ります。</p>	<p>・ 宗谷地域リハビリテーション広域支援センター等を中心に、地域におけるリハビリテーション関係者の連携促進、資質の向上を目的とした研修会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染状況を鑑み実施することができませんでした。</p>
<p>○ 発症予防の段階から、応急手当・病院前救護、急性期医療、回復期医療、維持期医療における医療機関及び関係団体の取組みを促進します。</p>	<p>・ 宗谷地域リハビリテーション広域支援センター等の地域の関係機関がそれぞれの立場で充実・強化を図りました。今後も関係機関等と連携しながら取組を推進します。</p>

	数値目標等							
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;">           順調に取り組を進めており、引き続き推進         </div>	体制整備	急性期医療を担う医療機関数(か所)	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 急性期医療の公表医療機関 (令和3年4月1日現在)	
		回復期リハビリテーションが実施可能な医療機関(か所)	2	3	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 回復期医療の公表医療機関 (令和3年4月1日現在)	
	実施件数等	地域連携クリティカルパスの導入	整備済	整備済	当地域での導入は 終わっていますので、 今後はパスを活用した 治療を推進していきます。		北海道保健福祉部調査 (平成29年4月1日現在)	
		在宅等生活の場に復帰した患者の割合(%)	61.5	61.5	61.5	現状維持	平成27年患者調査	
	住民の健康状態	脳血管疾患患者の年齢調整死亡率(人口10万対)	男性	33.8	33.8	32.0	現状より減少	北海道稚内保健所調べ *死亡数:平成27年人口動態統計 *人口:平成27年国勢調査
			女性	20.1	20.1	20.1		



### 3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>予防対策の充実</p> <p>○ 北海道・市町村・医療保険者が連携して、特定健康診査の意義を広く住民に周知するとともに、急性心筋梗塞の発症を予防するための健診や保健事業の推進、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心筋梗塞の発症要因となる生活習慣病の発症を予防するため、補助金等を活用し健康相談や健康教育等の取組を行いました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康増進事業費補助金 10市町村 3,411千円</li> </ul> </li> <li>・ 健康づくりに関する月間や週間に合わせ、パネル展を開催する等、住民に対して生活習慣病予防の知識の普及啓発を行いました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活習慣病予防に関する普及啓発 パネル展(稚内市キタカラ11/11～11/18)</li> </ul> </li> <li>・ 市町村に対し、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施及び受診率向上に関する情報提供を行いました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率 R3宗谷圏域 29.8% (北海道 27.9%) (R3年度 特定健診・特定保健指導実施結果[北海道国保連合会])</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 高血圧や脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早急に開始し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症予防に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内行政栄養業務担当者研修会にて、特定検診・特定保健指導の実施状況について情報共有を行いました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内行政栄養業務担当者研修会(WEB開催 3月)</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設内禁煙等の環境づくりを推進し、受動喫煙防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁煙週間(5/31～6/6)に受動喫煙防止に関する普及啓発を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 禁煙ポスターの掲示(庁舎、保健所、支所、各市町村)</li> <li>○ 振興局各課窓口に啓発用三角柱を設置</li> </ul> </li> </ul>
<p>医師の確保及び救急搬送体制の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道・市・医療機関が連携して、循環器内科医の確保に努めるとともに、名寄市立総合病院や旭川市内の専門的治療が可能な病院へのドクターヘリ等を活用した、迅速かつ安全な救急搬送体制を維持します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環器内科については、管外の医療機関から市立稚内病院に非常勤医が派遣され、外来診療を行っています。なお、急性心筋梗塞の患者については、病状に応じて名寄市立総合病院などの専門医療が可能な病院へ救急搬送される体制となっています。</li> <li>・ 管内市町村においては、ドクターヘリ等を活用した救急搬送が行われていますが、引き続き、専門医療の提供体制と医療連携体制の整備が必要です。</li> <li>・ 平成27年12月に名寄市立総合病院に導入されたドクターカーの協力を得て、上川北部への緊急体制の整備が図られましたが、引き続き、専門医療の提供体制と医療連携体制の充実が必要です。</li> </ul>
<p>医療連携体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期から回復期、再発予防まで切れ目のない適切な医療が提供できるよう、地域連携クリティカルパスやICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク、保健医療福祉圏域連携推進会議等を通じて、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携の推進を図るため、各種会議等を活用し、市町村、医療機関、関係団体と協議を行っています。</li> <li>・ 「道北北部医療連携協議会(ポラリスネットワーク)」による診療情報等の共有化と遠隔診断がおこなわれています。今後は、ポラリスネットワークの参加医療機関を拡大する等、ICT活用の推進が必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、地域連携クリティカルパスの導入がされていないことから、実現可能な連携方法等を関係者で検討しながら、地域連携クリティカルパスの導入の可能性を探ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議等により、脳卒中を含む急性期から維持期における医療機関と在宅等支援者の連携の推進を図る必要がありますが、会議等を開催することができませんでした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発症予防、応急手当・病院前救護、急性期医療、回復期医療、再発予防の各期における医療機関及び関係団体の取組みを促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急性心筋梗塞に関わる応急手当、病院前救護、急性期医療、回復期医療、維持期医療は、地域の関係機関等がそれぞれの立場で充実・強化を図りました。今後も関係機関等と連携しながら対策を講じることが必要です。</li> </ul>
<p>疾病管理・再発予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 慢性心不全患者に対しては、自覚症状や運動耐容能の改善及び心不全増悪や再入院防止を目的に、運動療法、患者教育、カウンセリング等を含む多職種による多面的・包括的なリハビリテーションを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関と地域包括支援センターや介護事業所など地域の支援関係機関との連携により多職種による切れ目のない支援体制が構築されていますが、圏域全体における医療介護連携の構築の強化が必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 慢性心不全患者の管理に当たっては、関係者間で心不全の概念を共有することが重要であることから、患者やその家族、心血管疾患を専門としない医療従事者や介護関係者等への正しい知識の普及に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慢性心不全患者の疾病管理に当たっては、患者・家族をはじめ、医療及び介護関係者等も含めた疾患理解と支援体制の充実を図るための各種研修の開催が必要です。</li> </ul>

指標区分	指標名(単位)		数値目標等				現状値の出典(年次)
	計画策定時	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)		
体制整備	急性期医療を担う医療機関数(か所)		0	0	当地域では、急性期医療を担う医療機関はありませんが、常勤医の確保に努め、体制整備を推進していきます。		
	心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関		当地域では実施可能な医療機関はありませんが、体制整備を推進していきます。				
実施件数等	地域連携クリティカルパスの導入		当地域では未整備ですが、導入を目指し必要な協議を行っていきます。				
住民の健康状態	急性心筋梗塞年齢調整死亡率(人口10万対)	男性	15.8	15.8	13.5	現状より減少	北海道稚内保健所調べ *死亡数:平成27年人口動態統計 *人口:平成27年国勢調査
		女性	6.8	6.8	5.2		

現状値の把握が進んでいないことから把握に努めるとともに取組を推進

#### 4 糖尿病の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>予防対策の充実</p> <p>○ 保健所、市町村及び関係機関が連携して、糖尿病の発症を予防するため、特定健康診査及び特定保健指導について、制度の周知と内容の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病など生活習慣病の予防に関する健康教育を推進するため、補助金等を活用し糖尿病や生活習慣病等の保健相談の推進を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康増進事業補助金 10市町村 3,411千円</li> </ul> </li> <li>・ 住民に対して、生活習慣病対策である健康増進月間や禁煙週間に合わせパネル展を開催するなど、生活習慣病予防の普及啓発を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康づくり普及啓発パネル展(キタカラ:11月11日～18日)</li> </ul> </li> <li>・ 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に向けて、各医療保険者において様々な取り組みが行われているところですが、共通する課題もあるため今後とも各種会議等を活用しながら関係者間で情報共有を図り、住民のために保健事業の実施体制の充実を目指します。</li> </ul>
<p>○ 糖尿病の発症リスクがある者に対して、特定保健指導が実施され、生活習慣の改善が図られる体制整備を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回宗谷管内生活習慣病対策研修会を開催し、特定健診・特定保健指導における行動変容技法について学ぶ機会を確保しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回宗谷管内生活習慣病対策研修会(WEB開催 3月)</li> </ul> </li> <li>・ 道北ブロック行政栄養士研修会において、糖尿病治療における栄養療法の効果等について学ぶ機会を確保しました <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道北ブロック行政栄養士研修会(WEB開催 1月)</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>医療連携体制の充実</p> <p>○ 市町村、医療機関等と連携し、糖尿病患者に対して継続治療の必要性等を啓発し、病状の悪化や合併症予防に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の健康を担う医療機関や行政機関等の保健医療従事者を対象とした研修会の周知を行いました。</li> <li>・ 全ての市町村で生活習慣病予防等の健康教育が実施されており、今後も糖尿病重症化予防の視点が盛り込まれた各種研修の開催が必要です。</li> </ul>
<p>○ 発症予防から、専門治療、慢性合併症治療まで切れ目のなく適切な医療が提供できるよう、「糖尿病連携手帳」(日本糖尿病協会発行)等を用いた地域連携クリティカルパスやICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工透析機器の整備については、市町村等に対し、補助事業(医療提供体制推進事業)の情報提供を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内実績なし</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 透析患者が地元で安心して透析を受けることが出来るよう、体制整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関においては透析患者が増加している状況があります。新たな糖尿病患者の発生抑制、糖尿病患者の病状悪化を抑えるために医療連携を強化するとともに、KDBを活用した重症化予防対策が重要です。</li> </ul>

	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
概ね順調に取組が進んでおり引き続き推進	体制整備	特定健診受診率(%)	25.8	29.8	70.0	現状より増加	令和3年度特定健診・特定保健指導実施結果(北海道国保連合会)
		特定保健指導実施率(%)	33.0	積極的: 57.0 動機付: 62.8	45.0	現状より増加	令和3年度特定健診・特定保健指導実施結果(北海道国保連合会)より算出
	実施件数等	地域連携クリティカルパスを導入している医療機関の利用推進(数値は医療機関数(か所))	6	3	平成29年調査では6か所で活用されていました。 患者の受療動向に応じた切れ目のない医療が提供出来るよう、連携体制の推進を図ります。	北海道保健福祉部調査(令和4年5月現在)	
	住民の健康状態	HbA1c値が6.5%以上の受診勧奨者の割合(%)	7.9	8.7	体制が整備され特定健診受診率が増加することにより、受診勧奨となる前に住民の気づきを促し、重症化予防に対応出来る支援体制の推進に努めることにより、数値の減少を図ります。	平成29年市町村国保における特定健診等結果状況報告	

## 5 精神疾患の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所職員だけでなく、市町村職員等で当事者・家族の相談支援に従事する全ての関係者の専門性の向上のため、北海道立精神保健福祉センターが実施する自殺対策、ひきこもり、依存症などの支援に関する研修等について情報提供と積極的な受講を強く働きかけます。</li> <li>○ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域住民の精神障がい者に対する理解促進及び適切な初期支援の実施や普及・啓発に取り組むほか、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、圏域ごとに設置している保健・医療・福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制の構築を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道立精神保健センター等による各種研修の情報提供を行いました。</li> <li>・ 精神障害のある人が、身近な地域で相談や支援を受け安定した生活が送れるよう、家庭訪問や地域の関係機関との連携し支援体制整備を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別ケース会議 7回8事例 計43人出席</li> <li>○ 就労支援事業所とのケースカンファレンス 1回 1事例 計12人出席</li> <li>○ 精神ケース連絡会議 6回 28事例 計57人出席</li> <li>○ 家庭訪問実績 市町村:実111人(延308人) 保健所:実31人(延93人) 宗谷圏域精神障がい者地域生活支援センター 実2人(延13人)</li> </ul> </li> </ul>
<p>統合失調症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神科病院に入院している者の退院を促進するため、地域の相談支援事業所や医療機関等と連携し、長期入院患者の地域移行・地域定着の支援を推進し、地域における支援体制の構築を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、長期入院者等の地域移行・地域定着を推進するため、地域生活支援事業を実施し、ピアサポーターの養成とともに対象者への生活支援、精神科医療機関との連携の強化に向けた取組みなどの普及啓発を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域移行研修会 1回</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村などと連携し、「北海道障がい福祉計画」に基づき、グループホームや就労支援事業所等日中活動の場の整備を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内においては、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指した保健・医療・福祉関係者による協議の場が設置され、居住の場や就労事業所等の日中活動の場の整備について検討が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協議会等の設置 <b>8市町村</b></li> </ul> </li> <li>・ 地域には精神障がい者や家族の集う場が6か所あり、地域の居場所となっています。また、精神障がい者が自主的に活動できるように、関係機関の協力により支援が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>リトルウェイブ、はくちょうサークル、精神障がい者のつどいたんぼ、礼文町うすゆきの会、利尻富士町ひまわり</b></li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>うつ病・躁うつ病</p> <p>○ 相談状況に合わせて内科等のかかりつけ医との連携を推進し、精神科医療へのアクセスを促す取組に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、稚内地区(稚内市、猿払村、豊富町、幌延町)、利礼地区(利尻町、利尻富士町、礼文町)と南宗谷地区(浜頓別町、中頓別町、枝幸町)で、こころの健康相談を実施し、必要に応じ適切な医療につなげました。 こころの健康相談は、住民が直接精神科医に相談できるほか、支援者のコンサルテーションとしても機能しています。</li> <li>○ 実績:7回8件</li> <li>保健所や市町村では、保健師による電話や来所での相談を随時実施し、相談者の健康課題に対応しています。</li> <li>○ 実績:市町村 延934件 保健所 延179件</li> <li>保健所が行う精神保健相談等については、市町村広報や新聞等の協力を得て住民に周知するとともに保健所ホームページに掲載しています。</li> </ul>
<p>認知症</p> <p>○ 市町村が推進している認知症サポーター(認知症を理解し支援する住民)の養成等を通じて家庭や職場など周囲の者や地域住民に対する知識の普及を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が推進している認知症サポーター(認知症を理解し支援する住民)の養成等を通じて家庭や職場など周囲の者や地域住民に対する知識の普及を進めました。</li> <li>○ SOSネットワーク設置5市町村</li> <li>○ 認知症サポーター養成数(管内計)6,948人</li> </ul>
<p>○ 認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター及び介護関係機関との連携を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症対策においては、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター及び介護関係機関との連携により支援が行われています。</li> <li>○ 認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>○ 認知症地域支援員の配置</li> <li>○ 認知症ケアパスの作成</li> </ul>



推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>児童・思春期精神疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児科医や看護職員による児童精神疾患への対応や必要に応じた専門医との連携が適切に図られるよう努めます。</li> <li>○ 心の問題を持つ子どもが身近な地域で適切な診療を受け、また、その家族が適切な医療的相談ができるよう、地域の保健・医療・福祉・教育等の関係機関のネットワークを構築し、連携の促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師や精神科医師によるこころの相談を実施し、児童・思春期の相談対応を行うとともに関係機関との連携を図り支援を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童思春期に関する相談(保健所、市町村計) 延160件</li> </ul> </li> <li>○ 特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議 実績なし</li> <li>・ 思春期教育ネットワークに出席し、教育関係を含めた関係機関との情報共有や意見交換などを通じながら連携の強化を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がい者ネットワークへの出席 実績なし</li> <li>○ 思春期教育ネットワークへの出席 6回</li> </ul> </li> </ul>
<p>発達障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がいの早期発見や適切な成長・発達を促すため、乳幼児健康診査について市町村からの受診勧奨を徹底します。また、発達障がいの当事者・家族等を適切な支援につなげられるよう、発達障がいに関する専門性の向上を図るため、保健福祉に関わる職員を対象にした研修を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健法に基づき、市町村が乳幼児健診を行っており、発達障がいの早期発見に努めています。 また、市町村は、疑われる児については児童相談所の巡回相談や療育センターの受診、早期療育通園センターなどの活用へつなげるとともに関係機関と連携しながら、児や家族のサポートを行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がいのある人が身近な地域において適切な診療を受け、また、その家族が適切な医療的相談ができるよう、市町村に必要な専門的支援の確保に努めるほか、地域の保健・医療・福祉・教育等の関係機関のネットワークを構築し、ライフステージに応じた切れ目のない支援のための連携の促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ※児童・思春期精神疾患に準ずる</li> </ul>
<p>依存症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、地域住民に対する啓発や依存症の自助グループや支援者が実施しているミーティングの手法を学ぶ機会の確保など、依存症支援体制の構築を促進します。</li> <li>○ 「北海道アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、依存症の問題を抱える当事者・家族からの相談に応じ、継続した支援を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依存症に関する相談 実4人(延4人) (アルコール3人/3人、ギャンブル1人/1人)</li> <li>○ アルコール問題をかかえる家族のつどい 実績なし</li> <li>○ 健康教育 実績なし</li> <li>○ アルコール関連問題啓発週間におけるホームページ掲載</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>PTSD</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実を図るために、精神保健福祉センターが実施するPTSD研修等の周知を行い支援技術育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉センター主催の研修等について周知を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の保健・医療・福祉・教育関係者に、摂食障害に関する普及啓発を進め、早期発見、適切な治療につなげる必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摂食障害に関する相談 実績なし</li> </ul>
<p>高次脳機能障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高次脳機能障がいの当事者・家族が身近な地域で支援を受けられるよう、保健所における相談機能の強化や相談窓口の周知を図るとともに、地域において高次脳機能障がいの診断等が可能となるよう、医療関係者等を対象とする研修を実施するなど、支援及び診療体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次脳機能障がいに関する相談支援を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談 実1人(延2人)</li> <li>○ 訪問 実1人(延2人)</li> <li>○ ケース会議 実1人(延2人)</li> </ul> </li> </ul>
<p>摂食障害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の保健・医療・福祉・教育関係者に、摂食障害の当事者・家族等が速やかに医療機関を利用できるよう、摂食障害に関する普及啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績なし</li> </ul>
<p>てんかん</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未治療のてんかん患者やその家族に対し、てんかんに関する知識の普及啓発等に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績なし</li> </ul>
<p>精神科救急・身体合併症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休日・夜間の緊急の相談や救急医療を必要とする者に対応することができるよう、精神科救急の輪番体制の整備を始めとした精神科救急医療体制を確保するとともに、適切な服薬指導などに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉法に基づく申請や通報、相談など救急医療を必要とする者への対応を行っています。退院後の服薬指導等医療の継続に向けての指導や生活支援などを行っています。また、関係機関との連携により緊急の対応が適切に行えるよう連携会議を開催しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請及び通報件数 20件 再掲:精神科救急医療(休日・夜間)対応件数 4件</li> <li>○ 危機介入支援体制検討会議 1回 14人出席</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>自殺対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の医療機関と警察や消防、市町村・保健所及び自殺対策に取り組む民間団体等と連携しながら、管内での自殺対策について効果的に実施できるよう互いに情報交換を行うとともに、地域の住民に対して自殺予防の普及啓発を引き続き実施していきます。</li> <li>○ また、自殺は様々な要因が引き金となるといわれていることから、自殺を企図する人を早期に発見し、その要因となる問題の早期解決のため、個々の課題に対応できる関係機関に早期につなぐことのできる地域支援体制の構築を図っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷地域自殺予防対策推進連絡会議 1回</li> <li>・ 心の健康づくりに関する健康教育 実績なし</li> <li>・ 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発新聞広告、ホームページ、ポスター掲示により実施</li> </ul>
<p>災害精神医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の心のケアに従事する立場にいる関係機関の職員に対し、スキルアップや資質の向上のための研修会の受講を強く働きかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉センター主催の研修等について周知を行いました。</li> </ul>
<p>医療観察法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者が発生した際は、地域の関係機関と連携し、当事者のニーズに対応した受入体制や在宅生活支援策等を協議していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者なし</li> </ul>

	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;">           現状値が把握できないが、把握に努めるとともに施策の取組を推進         </div>	住民の健康状態等	入院後3ヶ月時点での退院率(%)	59.4	-	69.0	全道目標値と同一	厚生労働省精神保健福祉資料(平成27年度)
		入院後6ヶ月時点での退院率(%)	79.3	-	86.0		
		入院後1年時点での退院率(%)	87.2	-	92.0		

## 6 救急医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>初期救急医療体制及び二次救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当地域の中心的な救急医療機関である市立稚内病院に、救急医療に必要な医療機能の拡充のための支援を行います。 また、他の救急告示医療機関においても、機器の充実及び関係機関の協力による医師派遣などにより、救急医療業務に従事する医師への支援を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市立稚内病院に対する支援 救急勤務医・産科医等確保支援事業(補助金) 小児救急医療支援事業(補助金)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市立稚内病院の負担を軽減するため、医師会や関係機関と初期救急医療のあり方等について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅当番医制や休日夜間急患センターの設置の具体的な検討は進まなかったが、市立稚内病院の負担を軽減するため、関係機関・団体等のご意見を伺いながら、管内の状況を踏まえた上で、初期救急医療のあり方について、引き続き、検討が必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、各救急病院・診療所で行われている救急医療体制の維持に努め、連携区域における二次救急医療体制の維持・強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村の救急告示医療機関が初期救急医療から二次救急医療を担っているが、特に病院郡輪番制を実施している市立稚内病院が、夜間救急診療を実施(年末年始を含む)する等して、救急医療体制が維持されているため、市立稚内病院の負担軽減を図る救急医療体制の構築が必要です。</li> <li>(一社)稚内歯科医師会では、年末年始の救急当番を市内において、実施しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレビ会議システム等により、連携区域外医療機関との遠隔診断を実施し、迅速かつ適切な救急医療体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「道北北部連携ネットワークシステム(平成24年度整備)」によるテレビ会議システムが運用され、名寄市立総合病院等と管内の病院との遠隔診断が行われており、特に循環器疾患の対応、救急搬送の円滑な実施に効果を上げています。管内の医療機関の参加が増えるよう、引き続き、関係機関と情報共有等を図ります。</li> <li>○ 管内参加医療機関 6か所 市立稚内病院、枝幸町国民健康保険病院、浜頓別町国民健康保険病院、猿払村国民健康保険病院、中頓別町国民健康保険病院、幌延町国民健康保険診療所</li> </ul>
<p>三次救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三次救急医療体制の維持・強化を図るため、道北ドクターヘリの関係会議などを通じて関係機関との連携や情報共有等を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所は、道北ドクターヘリ運航調整委員会に参加し、関係機関との情報共有を図りました。</li> <li>○ 道北ドクターヘリ運航調整委員会 令和5年1月(書面開催)</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>救急搬送体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の航空機、高規格救急自動車等の活用による迅速な救急搬送体制を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道北ドクターヘリ運航調整委員会や関係機関・団体等の取り組みや連携により、円滑な救急搬送体制が維持されています。保健所としてそれらの活動を支援していきます。 また、名寄市立総合病院のドクターカーによる搬送も行われていま</li> <li>○ 管内へのドクターヘリ出動実績：58件(R03) → 37件(R04) (出典：旭川赤十字病院提供資料 道北ドクターヘリ出動実績)</li> <li>○ 高規格救急自動車： 全市町村配置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、各医療機関に対し、「病院前医療体制における指導医等研修」等各種研修会の案内を行いました。</li> <li>・ 救急救命士が行う薬剤投与や気道確保などの実習について、医療機関、消防機関などの関係機関が連携して受入れ施設の調整などを行っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重傷患者に対する救急医療が確保されるよう救急隊、救急救命士と救急患者受入機関の連携、救急救命医の確保・養成に努めます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 稚内地区消防事務組合救急業務高度化推進協議会との連携を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稚内地区消防事務組合救急業務高度化推進協議会において、情報収集を行うなど、連携強化に努めました。</li> </ul>
<p>住民に対する情報提供や普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「北海道救急医療・広域災害情報システム」を周知し、救急医療に関する必要な情報提供等を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道から各医療機関等に対する「北海道救急医療・広域災害情報システム」のパンフレットの送付や道のホームページに掲載するなどして、救急医療に関する必要な情報提供等を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急医療週間などの機会を活用し、AEDの整備促進について啓発を行います。 また、救急法等講習会の開催などにより、地域住民に対し、救急医療機関等への適正受診や救急車の適切な利用に関する知識の普及啓発を行うとともに、保健所をはじめとした、消防機関、市町村、医師会等の関係機関との連携体制の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ受診の抑制等も目的とした救急医療啓発リーフレットを配布し、地域住民に救急病院へのかかり方等の啓発を行いました。 新型コロナの影響により、救急法等講習会は未開催となり、市町村へ応急処置等に係るパンフレットを配布し、住民への啓発を依頼しました。</li> </ul>

指標区分	数値目標等					現状値の出典(年次)
	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	
体制整備	在宅当番医制等初期救急医療の確保市町村割合(%)	100	100	100	現状維持	保健所調べ (令和5年3月現在)
	病院群輪番制の実施医療機関数	1	1		救急告示医療機関と連携し、二次救急医療体制の確保に努めます。	保健所調べ (令和5年3月現在)
実施件数	救急法等講習会の実施市町村数	10	1	10	現状維持	保健所調べ (令和5年3月現在)

進捗に遅れが見られるため取組を強化

## 7 災害医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点病院(市立稚内病院)は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。 また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立稚内病院は、圏域内唯一の「災害拠点病院」として、指定されており、災害時における圏域内の医療の確保及び搬送体制の整備を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道DMAT指定医療機関(市立稚内病院)は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージや救命処置等」を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年の北海道胆振東部地震発生の際、市立稚内病院DMATとして、札幌医療圏活動拠点本部(札幌医科大学)へ派遣され、各種災害対応を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所や市町村は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、保健師、管理栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施し、関係機関、関係団体との連携を図っています。</li> </ul>
<p>災害拠点病院の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災マニュアルの整備及び業務継続計画(BCP)の策定を促進します。</li> <li>○ 定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災マニュアルの整備及び業務継続計画(BCP)の策定を行いました。</li> <li>・ 保健所においては、各種研修会の案内を行う等して、体制の強化に努めました。</li> </ul>
<p>災害派遣医療チーム(DMAT)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時にDMATが有効に機能するため、研修参加による人材育成や定期的な訓練等を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMAT指定を受けている市立稚内病院のDMAT要員(医師、看護師、救急救命士及び事務職員等業務調整員)は、定期的に各種講習を受けています。</li> </ul>
<p>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、各病院における定期的な入力訓練の実施を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所においては、医療監視等の機会を通じて、EMISの周知を行っています。 また、EMIS緊急時入力訓練を実施し(保健所主催2回)、管内の病院に参加を促しました(8病院参加)。</li> </ul>



	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;">           順調に進捗しており引き続き推進         </div>	体制整備	災害拠点病院整備数	1	1	1	現状維持	保健所調べ (令和5年3月現在)
		北海道DMAT指定医療機関整備数	1	1	1	現状維持	保健所調べ (令和5年3月現在)
		災害拠点病院における耐震化整備	整備済				北海道保健福祉部調査 (令和2年9月現在)
	実施件数等	災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定	未策定	策定	策定	災害拠点病院での策定	保健所調べ (令和5年3月現在)
		EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院数	1	8	8	全病院での実施	保健所調べ (令和5年3月現在)

## 8 へき地医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>へき地における保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、市町村等と連携を図りながら、住民の保健衛生状態を十分把握し、地域の実情に即した保健指導を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内には無医地区(5地区)及び準無医地区(3地区)が計8地区あり、市町村の保健師が中心となって健康相談や疾病予防、悪化防止などの保健指導を実施しました。</li> </ul>
<p>へき地における診療の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ へき地における医療を確保するため、高規格救急自動車、道北ドクターヘリや消防防災ヘリなどによる救急搬送体制の充実及び市町村や医療機関における患者輸送車の効率的な更新や整備を推進し、市町村を越えた患者輸送がスムーズに行えるよう体制づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道北ドクターヘリ運航調整委員会と医療機関、消防機関等の連携により、円滑な救急搬送体制の確保がなされています。 引き続き、道北ドクターヘリ運航調整委員会等の関係会議へ出席すること等による情報共有が必要です。 ○ 道北ドクターヘリ運航調整委員会 令和5年1月(書面開催)</li> <li>管内では、市町村や医療機関による病院への送迎車の運行など、患者輸送が円滑に行えるよう体制構築が図られています。 また、町村立のへき地診療所では、付属のへき地診療所へ出張診療を実施する等して、へき地医療体制を確保を図りました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、市町村や医療機関における患者輸送車等を整備する事業に対して支援し、効率的な更新や整備を推進することにより、へき地における患者輸送が円滑に行えるような体制を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送車運行経費 へき地医療対策事業費(運営費)補助金 (へき地患者輸送車運行事業)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ へき地においては、幅広い診療に対応できる総合診療医は重要な役割を担うことから、関係機関と連携しながら、総合診療医の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道は、総合診療医の育成に向け各種研修会等を開催するなどし、人材の確保、養成を行っており、管内の状況を踏まえた上で、関係機関と連携しながら、総合診療医の確保に努めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の活用により、常勤医、代診医の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記施策により常勤医、代診医の確保に努めています。 ○ 自治医科大学卒業医師の配置 (市立稚内病院:1名、利尻島国保中央病院:2名) ○ 地域枠医師の配置(市立稚内病院:1名)</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>へき地の診療を支援する医療機能</p> <p>○ へき地への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣調整等、へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動に対して支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○ 医療支援活動に対する財政的支援 へき地医療拠点病院運営事業(補助金)市立稚内病院</li> </ul>
<p>○ 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院などに対して支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者情報の共有化を図るための医療機器の購入費等を補助する「患者情報共有ネットワーク構築事業費補助金」についての周知を行いました。 なお、市立稚内病院、礼文町船泊診療所においては、遠隔医療による妊婦健診、精神科診療支援体制が確保されています。</li> </ul>
<p>○ 北海道医師確保計画に基づき、医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等を活用し、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道として、自治医科大学卒業医師の配置や3医育大学地域医療支援センター等を活用し、医師の確保、派遣に努めています。 また、短期支援として、ドクターバンク事業や緊急臨時的医師派遣事業等の活用により、緊急的な医師の人材確保が図られました。</li> <li>・ 保健所においては、道外等からの医師招へいに向けホームページを活用しながら、地域からの情報発信を積極的に行いました。</li> <li>・ 道として、国に対し暫定的に増員された医育大学の入学定員の維持や、医師確保対策の推進等について地域の実情を訴えながら、様々な機会を通じて要請を行っているところです。</li> </ul>
<p>○ 救急医療情報システムや小児電話相談事業の普及・啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページでの周知やリーフレット等の啓発資材の配布により普及・啓発を図りました。</li> </ul>
<p>行政機関等によるへき地医療の支援</p> <p>○ 夜間のコンビニ受診などで疲弊しないために、地域住民に対しての啓発活動を市町村等と連携しながら行い、地域全体で医療を支える機運の醸成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページでの周知やリーフレット等の啓発資材の配布により普及・啓発を図りました。</li> </ul>

	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;">           順調に進捗しており引き続き推進         </div>	体制整備	へき地診療所数(か所)	9	9	9	現状維持	へき地医療現況調査 [厚生労働省] (令和4年4月1日現在)
	実施 件数等	巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを実施するへき地医療拠点病院数(か所)	1	1	1	現状維持	
		遠隔診療等ICTを活用した診療支援を実施するへき地医療拠点病院数(か所)	1	1	1	現状維持	

## 9 周産期医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>地域周産期センター等の整備</p> <p>○ 限られた医療資源を有効に活用していくため、「地域周産期センター」である市立稚内病院を中心とした周産期医療体制の整備推進や、周産期関係医療機関の連携や役割分担による連携体制を強化を図り、市町村及び医療機関が連携した出産体制を支援する母子保健活動推進を進めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道は、「地域周産期母子医療センター」である市立稚内病院に対し、周産期母子医療センター運営事業等により、周産期医療体制を支援しました。 引き続き、市立稚内病院を中心とした周産期医療体制の支援を行うとともに、周産期関係医療機関の連携や役割分担による連携体制の強化</li> <li>○ 地域周産期支援センター(市立稚内病院)に対する補助 周産期母子医療センター運営事業(補助金) 産科医療機関確保事業(補助金) 救急勤務医・産科医等確保事業 (補助金)</li> </ul>
<p>○ 市町村及び医療機関と連携し、市立稚内病院を核とした周産期医療体制の強化を図り、妊産婦及び新生児の安全・安心な環境整備のため、予防・早期発見・早期治療を目指した保健・医療・福祉サービス支援体制の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域周産期母子医療センター」である市立稚内病院を中心とした周産期医療体制を維持しています。 また、周産期医療体制の強化として、養育者支援保健・医療システムが管内で運用されています。このシステムにより、医療機関から市町村への養育支援情報の連絡が円滑に行われ、市町村と医療機関の連携が密になっています。</li> </ul>
<p>○ 市町村で実施している妊婦健康診査の受診率を高めるため、妊娠の早期届出の周知や検診受診を働きかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村では、広報等で妊娠届の早期提出などを呼び掛けています。また、母子健康手帳交付時には保健師が妊婦に対して面接を行い、妊婦健診の受診を指導しています。</li> </ul>
<p>妊産婦の多様なニーズに対応する取組</p> <p>○ 産婦人科医師の負担軽減に繋がることから、産科及び産婦人科以外の診療科を含めた医療機関や関係団体と連携して、助産師が行う外来機能の充実について、地域の実情を踏まえながら検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産師外来の設置等についての具体的な検討は進みませんでした。各種調査(助産師外来・院内助産所の設置及び分娩状況等の調査)等を通じて、助産師外来の設置等の検討を含め各医療機関の状況を把握しました。今後も医療機関や関係団体等を連携して、検討していく必要があります。</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>救急搬送体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内の周産期医療体制の強化を図るため、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等の効果的な活用について、市町村、医療機関とともに、関係機関等への働きかけに努めます。</li> <li>分娩可能な産科医療機関がない地域における妊産婦の受診、分娩に当たっての経済的負担の軽減策として、「妊産婦安心出産支援事業」による交通費や宿泊経費の助成を引き続き行うとともに、経済的負担軽減策や異常分娩等の緊急時の対応策について、検討を行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格救急車は全市町村に配備されています。また、妊婦の管外への救急移送に関し、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等の活用により搬送体制が整っていますが、夜間や悪天候時の搬送には課題があるため、関係機関との調整が必要です。なお、消防機関では妊婦の事前登録制などにより、急変時の迅速な搬送体制の構築に努めています。</li> <li>離島における妊産婦の受診、分娩に当たっての経済的負担の軽減策として、離島妊産婦安心出産支援事業によりフェリーや宿泊経費の助成措置を維持するとともに、引き続き、経済的負担軽減策や異常分娩時の緊急時の対応について、検討を行っていきます。</li> </ul>

<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>順調に進捗して おり引き続き推進</p> </div>	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R01)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
	体制整備	分娩を取り扱う医療機関数(か所)	1	1	1	現状維持	保健所調べ(令和4年3月現在)
		産科・産婦人科を標榜する病院の助産師外来開設割合(%)	0	0		地域の実情に応じて助産師が行う外来機能の充実に努めます。	北海道保健福祉部調査(令和3年4月現在)
地域周産期母子医療センター整備数		1	1	1	現状維持	北海道認定(令和3年4月現在)	

10 小児医療体制(小児救急医療を含む)

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>相談支援体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ AEDの使用方法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの影響により、救急蘇生法等講習会が中止となり、リーフレット等の啓発資材の配布により地域住民へ普及啓発を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関の受診が適切に行われるよう、地域住民に対し、適正な受診方法等についての啓発や小児救急電話相談事業及び救急医療情報システムの活用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民に対し、啓発資材を配布するなどにより、医療機関の受診が適切に行われるよう啓発したほか、小児救急電話相談事業について、ホームページに掲載するなどして、活用を促進しました。</li> </ul>
<p>一般の小児医療及び初期小児救急医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院や診療所の維持・確保に努めます。 また、地域の小児救急医療体制を確保・推進し、小児二次救急医療機関に勤務する小児科医師の負担軽減を図るため、道内の内科医等を対象とした「北海道小児救急医療地域研修会」等の案内を行い積極的な研修への参加を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次医療を担う病院・診療所は維持されています。□</li> <li>・ 保健所は、管内の医療機関、各市町村、消防に対し「北海道小児救急医療地域研修会」の案内を行い、積極的な研修への参加を促進しました。</li> </ul>
<p>小児専門医療及び入院小児救急医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道小児地域医療センターである市立稚内病院を中心とした、専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保に努めます。</li> <li>○ 小児専門医療を担う市立稚内病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、市立稚内病院を支援し、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点化病院に選定されている市立稚内病院と連携しながら、小児医療の確保に努めています。</li> <li>○ 補助金による支援 小児救急医療支援事業補助金 市立稚内病院</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>療養・療育支援体制の確保</p> <p>発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内の療育支援センター（市町村発達支援センター）を中心に、保健・医療・福祉の連携体制の充実に努めています。</li> <li>管内の市町村は、虐待予防ケアマネジメントシステムにより把握された対象事例に対し関係者間で子育て検討会等を開催し、療育が必要な児と判断された場合は、保護者へ支援を開始し療育へつなげています。また、専門相談等になかなかつながらない気になる児は、定期的に保健部門と保育部門等が情報共有や意見交換を行い、支援の方向を確認しながら支援しています。</li> <li>管内市町村では、必要な療育や適切な支援が必要な子供達のために、巡回療育相談や道立施設等専門支援事業を活用しています。</li> </ul>
<p>小児在宅医療の提供体制の確保</p> <p>小児在宅医療の担い手を育成するため、医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築や北海道立子ども総合医療・療育センター等における小児高度専門医療を提供する医療機関との連携体制の確保に努めます。</p> <p>また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議において、「小児等在宅医療連携拠点事業」の周知や情報共有を図りましたが、地域の実情に応じて、小児在宅医療体制の確保に向けた検討が必要です。</li> </ul>
<p>災害を見据えた小児医療体制</p> <p>災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から各医療機関と密に情報共有を図ることにより、災害時における小児医療体制の構築に努めています。</li> </ul>



		数値目標等					現状値の出典(年次)
		指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(H35)	目標数値の考え方	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>順調に進捗しており引き続き推進</p> </div>	体制整備	小児医療を行う医師数(人口1万人対)(人)	0.76(H28)	0.82(R2)	現状より増加	現状より増加	令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計[厚生労働省]・令和2年住民基本台帳
		小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数(か所)	0	0	地域の実情を踏まえながら、小児医療の充実に努めます。	平成25年 介護サービス施設・事業所調査[厚生労働省]	
		小児の訪問診療を実施している医療機関数(か所)	0	あり		平成30年 NDB[厚生労働省]	
	体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制が確保されている医療機関数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調べ(令和4年4月現在)
		北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている医療機関数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調べ(令和3年4月現在)

## 11 在宅医療の提供体制

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>地域における連携体制の構築</p> <p>住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、市町村単位での在宅医療の連携構築を目指し、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村が、多職種による連携体制づくりのコーディネーター役である保健所や関係機関等と連携し、地域の医療介護資源等の把握や課題の整理を行い、課題解決に向け取組を進め、早期の退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続した医療提供体制の構築を図ります。</p> <p>そのため、将来にわたって医療と福祉、介護に関わる質の高い人材の安定的な確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の在宅医療専門部会(多職種連携協議会)等は新型コロナウイルス感染症対策を鑑み開催することができませんでしたが、各種会議等の参加を通じて、地域の医療介護連携の現状や課題把握を行いました。宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議医療専門部会の場で、地域課題の把握、解決に向けた取組の検討、医療や介護の連携体制構築に向けた取組の推進を図ることが必要です。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議等                 <ul style="list-style-type: none"> <li>宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議歯科医療専門部会(12月13日)</li> <li>管内市町村保健師係長等会議(7月26日、2月22日)</li> <li>南宗谷リーダー保健師等連絡会(11月8日、3月13日)</li> <li>利礼三町保健師係長等会議(2月28日)</li> <li>稚内市在宅医療・介護連携推進検討会(7月20日、9月7日、11月16日、3月15日)</li> </ul> </li> <li>○ 広報・周知                 <ul style="list-style-type: none"> <li>宗谷地域医療従事者確保対策事業</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 市町村(一次医療圏)単位では、北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業等を活用し、市町村が実施主体となる在宅医療・介護連携推進事業等により、在宅医療を推進する取組を行いました。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業(支援実施:猿払村、枝幸町)</li> </ul> </li> <li>・ 社会資源の不足等、在宅医療の推進上の課題は多岐にわたるため、道(振興局、保健所)や市町村、関係団体と連携を図りながら、在宅医療を希望する患者や家族が安心して暮らすことができる体制整備が必要です。</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>○ 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟を整備している医療機関等相互の連携体制の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷地域看護管理者の会にて情報交換をとおして関係機関相互の連携体制の推進を図りました。今後も、定期的に情報交換を行い、更なる連携体制の構築に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宗谷地域看護管理者の会(6月4日)</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、市町村職員などを対象に、多職種協働による在宅チーム医療等についての研修を行うなど、在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多職種が協働により、在宅医療の推進が図られるよう、連携体制の構築にむけた人材育成を継続して取組む必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅看護講座(新型コロナ感染症状況により中止)</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 医療と介護の連携を図るため、医師等医療従事者と介護支援専門員等による事例検討や、情報交換を円滑に行うためのツールの活用などの取り組みを促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の在宅医療専門部会(多職種連携協議会)は新型コロナウイルス感染症対策を鑑み開催することができませんでした。管内において、情報共有ツールを活用した取組などが行われていますが、会議等において管内で先駆的に取組まれている情報共有ツール、退院前カンファレンスの体制整備や情報共有方法など共有し、より一層の連携推進が必要であることから、取組の継続が必要です。 <p>市町村(一次医療圏)単位では、稚内市在宅医療介護連携推進検討会などの多職種連携の機会において、医師をはじめ、歯科医師、薬剤師等の多職種が集い、地域の実情に応じた連携のあり方について、協議等の取組を行いました。また、猿払村では医療と介護の連携に関する研修において、生活支援サービスの一体的な提供や連携のあり方について協議・推進するための取組を行いました。</p> </li> </ul>
<p>○ 在宅医療の推進に向けては、宗谷医師会、稚内歯科医師会、北海道薬剤師会稚内支部及び北海道看護協会稚内支部等との連携を強化し推進します。</p>	
<p>○ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、心身の状況等に応じた適切な住まいの確保と、安心して日常生活を営むために必要な生活支援サービスなどの介護サービスや在宅医療の提供を一体的にとらえ、住宅施策と福祉施策の連携に努めます。</p>	
<p>○ 広域分散型の本道で医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク、見守り支援、遠隔医療等の取組を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会(多職種連携協議会)が開催できず、患者情報共有のネットワーク化、見守り支援についての取組について情報提供や情報共有をすることはできませんでしたが、広域分散型の管内においては、地域住民が安心して暮らすことができるよう在宅ケアの体制整備を図る上で、引き続き取組が必要です。</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>在宅医療を担う医療機関の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療を求める患者や家族のニーズに対応できるよう、在宅医療の中心となる機能強化型の在宅療養支援診療所・病院、訪問診療を実施する病院・診療所、歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所等)、薬局や24時間体制訪問看護ステーション等の整備及び訪問リハビリテーションの充実を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議等で限られた社会資源で在宅医療を提供するための協議を行い、多職種連携の促進を図りましたが、機能強化型の在宅療養支援診療所・病院や在宅療養支援歯科診療所の整備には至っていません。 訪問看護ステーションの整備については、今後も宗谷での訪問看護の実践について、情報交換を図りながら、体制整備の充実に努めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24時間体制の在宅医療を提供できるよう、機能強化型の在宅療養支援診療所以外の診療所も含めたネットワークの構築に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内7か所に訪問看護ステーションが設置されています。 地域住民が安心して暮らすことができるよう在宅ケアの体制整備を図る上では引き続き取組が必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急医療を担う医療機関や介護サービス機関等を含めた、地域における在宅医療に関する連携体制を構築するなど、住み慣れた地域で在宅医療を希望する患者や家族が安心して暮らすことができる体制の整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療・介護連携推進事業により、多職種が定期的に集まり、ケースカンファレンス等が実施されるようになってきていますが、円滑な入院調整等を図っていく上では、引き続き、連携を促進する体制の構築が必要です。</li> </ul>
<p>緩和ケア体制の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当地域で、在宅緩和ケアが推進されるための緩和ケア病床を有する医療機関の届出等はありませんが、緩和ケアを提供している医療機関と在宅療養支援診療所等の関係者との連携を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域においては、管内医療機関と緩和ケアを提供している医療機関及び在宅療養支援診療所との連携が図られているところですが、在宅療養のより一層の推進に向け、連携促進を目指した取組が必要です。</li> <li>・ 当地域では、在宅緩和ケアが推進されるための緩和ケア病床を有する医療機関の届出等はありませんが、引き続き、連携を促進する体制の構築が必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緩和ケアに関わる医師、看護師等の従事者に対する研修を実施するとともに、在宅療養患者に対する相談支援体制等の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅看護講座にて、住民のQOL向上の視点から、在宅療養患者支援に関わる多職種を対象とした研修を開催しました。緩和ケアに関する研修など取組の検討が必要です。 今後も引き続き、専門職種の研鑽の機会と相談支援体制等の整備・充実が必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、薬局に勤務する薬剤師を対象とする各種研修会を通じて、薬局における医療用麻薬の適切な服薬管理が行われるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所では、医療用麻薬の適正使用の推進に関する研修会は開催できませんでしたが、薬局に対する薬事監視等を通じて医療用麻薬の適正使用について、助言等を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬局から医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅療養中の患者に提供されるよう、地域単位での麻薬在庫情報の共有を進め、薬局間での融通など、円滑な供給を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域内の薬局間での融通などは行っていないが、地域の実情を踏まえ、麻薬在庫状況の共有など円滑な供給を図ります。</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実</p> <p>○ 在宅における栄養管理や歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の歯科医療専門部会を開催し、地域包括ケアに向けた管内の歯科保健・医療体制について、協議を行いました。</li> <li>また、歯科医療・介護における連携促進と体制づくりにむけて、稚内市をモデルとした取組について協議検討を行いました。連携の促進に向けた協議を継続しながら、体制の充実に努めます。</li> <li>今後も引き続き、在宅における栄養管理や歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実が必要です。</li> </ul>
<p>訪問看護の質の向上</p> <p>○ 在宅療養者中の患者が住み慣れた地域で生活することができるよう、他の専門職種と連絡・調整し、生活の質を確保しながら支援を行うため、研修の実施等を通じ訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護ステーション管理者意見交換会等により、訪問看護ステーション間の情報交換の機会を設定するとともに、訪問看護も含めた看護師の確保対策について、現状及び課題について協議してきました。</li> <li>・ 市町村や関係団体が主催する多職種向け研修会により、訪問看護を含む在宅ケアの質の向上が図られました。</li> <li>・ 今後、訪問看護に期待される役割が大きくなることから、関係機関の専門職種との連携により、在宅生活の質を確保しながら看護が提供できるように、引き続き、看護職員の確保や資質向上について取り組む必要があります。</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>訪問薬剤管理指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅療養中の患者が適正に服薬できるよう、服薬状況を記録する「お薬手帳」の普及を図ります。</li> <li>○ 当地域には、「健康サポート薬局」がないことから、在宅における薬剤管理指導の推進やかかりつけ薬局・薬剤師の機能を充実させ、健康サポート薬局の整備に努めます。</li> <li>○ 薬局薬剤師に対する各種研修会を通じ、薬局間や関係機関との連携・協力による在宅患者への薬剤管理指導を促し、在宅医療の取組の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「お薬手帳」については、地元薬剤師会の協力により、薬局窓口で住民へ声かけをするなど、普及に努めます。</li> <li>・ 国や道などによる主催の医療用麻薬の適正使用の推進に関する研修会について周知を行い、在宅時の麻薬の適切な使用を推進します。</li> <li>・ 圏域内の薬局間での融通などは行っていないが、地域の実情を踏まえ、麻薬在庫状況の共有など円滑な供給を図ります。</li> </ul>
<p>地域住民に対する在宅医療の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たすかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性、訪問看護、訪問リハビリテーションや栄養指導の役割などについて、地域住民に対する普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供を行います。</li> <li>○ 患者の意思に沿った医療が提供できるよう、日頃から、急変時や人生の最終段階における医療についてどう考えるか、かかりつけ医等医療従事者や家族と話し合うことなどについて、住民への普及啓発に努めるとともに、在宅療養中の患者の急変に備え、かかりつけ医等医療従事者や介護関係者間で患者の意思等が共有できる体制構築に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所では、北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業や稚内市在宅医療・介護連携推進検討会等への参加をとおして在宅医療に関する管内情報の把握と在宅医療に係る普及啓発を行いました。</li> <li>・ 市町村では、在宅医療・介護連携推進事業等により、地域住民への在宅医療の普及啓発を行いました。</li> <li>・ 医療機関等でも、地域住民に対して医療の知識を普及する取組を行いました。</li> <li>・ 訪問看護ステーション管理者等連絡会議を開催し、各関係機関と地域住民への在宅医療の理解の促進の必要性を共有するとともに普及啓発に係る協議を行いました。例年、宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会(多職種連携協議会)については、コロナウイルスの感染状況を鑑み実施することができませんでした。 今後も在宅医療の推進を図るため、引き続き医療提供体制の充実を図るとともに、地域住民への在宅医療に係る普及啓発や在宅療養中の患者の意思等が共有できる体制の充実に努めます。</li> </ul>
<p>災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられるよう、住民に対し、避難行動要支援者への支援制度やお薬手帳等の意義について普及啓発するとともに、市町村、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護ステーション管理者等連絡会議等の開催をとおして医療機関等の関係機関・団体との連携促進を図るとともに、災害発生時における支援について協議を行いました。 今後も各種会議等により平常時からの災害対策を推進するとともに、発災時における支援提供体制と関係機関間の連携体制の充実に努めます。</li> </ul>

	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
一部指標に遅れが見られるものの引き続き取組を推進	体制整備	訪問診療を実施している医療機関数(人口10万対)(医療機関数)	14.9	11.6	19.9	現状より増加(医療需要の伸び率から推計)	令和2年度医療施設調査[厚生労働省]
		機能強化型の在宅療養支援診療所又は病院	未設置	未設置		機能強化型の在宅療養支援診療所・病院の設置はありませんので、在宅医療体制の充実に向けた取組を推進していきます。	北海道厚生局調べ(令和5年4月1日現在)
	機能ごとの体制等	退院支援を実施している医療機関	あり	あり		診療報酬を算定できる取組を行っている医療機関は若干あるほか、診療報酬を算定せずに退院支援を実施している現状があることから、当地域の実情に応じた退院支援を一層推進していきます。	令和2年度NDB[厚生労働省]
		在宅療養後方支援病院	未設置	未設置		在宅療養後方支援病院の届出を行っている医療機関はありません。しかし、在宅療養患者の急変時の受け入れを行っている医療機関の実態があることから、地域の実情に応じたバックベッドの確保に努めます。	北海道厚生局調べ(令和5年4月1日現在)
		在宅看取りを実施する医療機関	2	1		1か所の医療機関で在宅看取りを実施しています。在宅看取りについては、訪問診療の需要を踏まえ、一層の推進に努めます。	令和2年度医療施設調査[厚生労働省]
	多職種の取組確保等	24時間体制の訪問看護ステーション	4	5		24時間体制の訪問看護ステーションは5か所ありますが、管内は広域で事業所が偏在しているため、訪問看護の充実に努めます。	令和3年度介護サービス施設・事業所調査[厚生労働省]
		歯科訪問診療を実施している歯科診療所	4	5		歯科訪問診療を実施している歯科診療所数は5か所となっています。高齢者の増加に伴う在宅歯科医療のニーズに対応できるよう推進を図ります。	令和2年度医療施設調査[厚生労働省]
		在宅患者訪問薬剤管理指導を実施する薬局数(か所)	6	6		平成28年度に実施している薬局は6か所となっています。健康サポート薬局などの整備を通じて、在宅での適正な服薬の推進を図ります。	平成27年度NDB、介護DB[厚生労働省]

	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
	実施件数等	訪問診療を受けた患者数[1か月当たり] (人口10万人対)(人)	142.4	426.7	現状より増加	現状より増加 (H27:142.4)	令和2年度 医療施設調査[厚生労働省]
	住民の健康状態等	在宅死亡率(%)	14.4	14.1	現状より増加	現状より増加 (H28:14.4)	令和2年 人口動態調査[厚生労働省]



第3 地域保健医療対策の推進  
感染症対策

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>健康危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一類感染症等の患者・感染者が発生した場合を想定し、医療機関や関係機関との連携体制を確認し合い、より効果的な体制づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症発生時の対応職員の専門性の向上を図るため、関係機関を対象とした危機管理研修を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症発生状況 新型コロナウイルス感染症 4,944件 三類3件、感染性胃腸炎集団発生1件</li> <li>○ 感染症予防研修会 オンライン(10月)</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入港した海外船舶において一類ならびに二類感染症等の患者が発生した際の対応について、検疫所や地域の各種関係機関と連携体制の強化を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検疫所や関係機関と患者が発生した際の対応について、意見交換等を行い連携強化を図りました。</li> </ul>
<p>感染症に関する情報収集と還元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関が行う、感染症発生動向調査に基づく患者発生届について徹底を図るとともに、地域における感染症の流行状況を分析し、関係機関ならびに住民等に迅速に情報提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症発生動向調査については、北海道感染症情報センターにおける公表のほか、関係機関にメールによる情報提供及び注意喚起を行っています。</li> </ul>
<p>感染症病床の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症の拡大により、入院を要する患者数が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、一般病床等を含め、一定の感染予防策が講じられた病床を確保することが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症病床確保促進事業費補助金により、新型コロナウイルス感染症患者等入院機関が実施する入院病床の確保に伴う経費の補助を行いました。</li> </ul>

## 結核対策

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>結核医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入院治療が必要な結核患者で移動手段が確保できない場合は、基本的に保健所による移送体制を組むとともに、患者家族にとってより利便性のある方法について関係機関と調整を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者が発生した際には、関係機関との調整を図り、患者の入院治療体制の確保を行います。</li> <li>○ 感染性患者の発生 3件</li> </ul>
<p>結核の治療体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 服薬治療の効果を高め、結核の再発(再燃)を予防するため、保健所、市町村、医療機関等の関係機関が連携し、直接服薬確認療法(DOTS)を基本とした服薬支援体制を強化します。</li> <li>○ また、長期間に及ぶ服薬治療中の患者のさまざまな不安や悩みに対して、保健所や地域の関係機関が連携して対応することで、患者が安心して療養生活を継続できるよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者が治療を完遂できるよう、医療機関との連携により直接服薬確認療法(DOTS)を基本とした服薬支援を行いました。</li> <li>○ 支援実績 実22人(延103人)</li> </ul>
<p>人材育成と連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の結核対策に従事する関係者に対し、結核対策に関わる講習会や研修会等の受講を促し、地域の関係者の知識と技術の向上を図ります。</li> <li>○ 管内には結核専門医療機関がないため、管外の結核専門医療機関と地元医療機関との結核治療に関する医療連携が円滑に進むよう、保健所は必要に応じ、患者の入院や退院の際の結核専門医療機関と地元医療機関の調整面において支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績なし</li> <li>・ 患者の入院や退院にむけて、管内医療機関との連携を図りながら支援を行いました。結核専門医療機関と地元医療機関との調整が必要な場合においては、支援を行います。</li> </ul>

## エイズ対策

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 振興局のホームページの内容の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携しながら、広く住民に対し、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対しHIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行いました。</li> <li>○ HIV検査普及週間(6月)・世界エイズデー(12月)パネル展の実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染の割合が高い年代を始め、中学生・高校生・大学生などに対して感染予防の正しい知識の普及啓発に一層努めます。</li> <li>○ また、教育機関と連携し、中学・高校生を対象とした健康教育に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育機関と連携し、中学生・高校生・大学生を対象に感染予防の正しい知識の普及啓発を行いました。</li> <li>○ 健康教育の実施 1件(高校生)</li> </ul>
<p>相談・検査体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道立保健所では、HIV患者が自身のHIV感染を早期に認識し、健康管理と定期的な経過観察を行うことでエイズ発症を遅らせることができるよう、感染行為とHIV検査についての効果的な情報発信方法を検討するとともに、保健所で行っているHIVに関する相談(専用電話など)窓口やHIV検査について、関係機関の協力の下、あらゆる方法を活用して地域住民へ一層情報提供を行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道立保健所では、住民が感染を早期に認識し健康管理が行えるよう、HIVに関する相談(専用電話など)窓口やHIV検査について整備を図っています。また、検査受検を機に、住民が今後の予防行動を認識できるよう保健指導を行っています。</li> <li>○ 相談 12件、検査 4件</li> </ul>

ウイルス性肝炎(B型・C型)対策

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>ウイルス検査の受検促進</p> <p>○ ウイルス性肝炎に関する正しい知識や検査の必要性について普及啓発し、保健所における肝炎ウイルス検査の受検を促進します。</p>	<p>・ 道立保健所では、住民が感染を早期に認識し健康管理が行えるよう、ウイルス性肝炎に関する相談や検査について整備を図っています。また、検査受検を機に、住民が今後の予防行動の認識や精密検査の受診ができるよう指導を行っています。</p> <p>○ 相談 5件、検査 1件</p>
<p>肝炎患者の相談への対応</p> <p>○ ウイルス性肝炎に関する医療費助成など様々な相談に適切に対応し、慢性肝炎患者の療養生活、地域生活を支援します。</p>	
<p>○ また、ウイルス性肝炎の患者や対策に関わる地域関係者の疾病に対する知識と支援技術の向上のため、専門機関が実施する講習会や研修会についての情報提供を行います。</p>	<p>・ 実績なし</p>
<p>ウイルス性肝炎の進行防止</p> <p>○ ウイルス性肝炎の精密検査や治療費の助成を引き続き行い、早期治療に結びつけるとともに、慢性肝炎から肝硬変、肝がんへの進行防止を図ります。</p>	<p>・ ウイルス性肝炎の精密検査や治療費の助成について、引き続き行っております。</p>
<p>ウイルス性肝炎の普及啓発</p> <p>○ ウイルス性肝炎に関する正確な情報を広く地域に提供し、地域住民の疾病に対する理解が深まることで、患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指します。</p>	<p>・ 住民に対しウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行いました。</p> <p>○ 肝臓週間(7月)市町村との協力による普及啓発</p>

難病医療対策

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>○ 難病治療に係る医療費負担の軽減を図るため、市町村や医療機関をはじめとする関係機関・団体が互いに連携し、難病の診断を受けた患者家族に対する医療費公費負担制度の周知の徹底を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、特定医療費(指定難病)受給者証等の交付時に、市町村が実施している助成制度を周知しており、患者本人や家族の負担の軽減を図っています。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独自助成実施市町村: 稚内市、猿払村、浜頓別町、枝幸町、豊富町、利尻町、利尻富士町</li> </ul> </li> <li>また、特定医療費(指定難病)受給者証等の新規申請・継続申請について、令和4年度より保健福祉部健康安全局地域保健課における全道一括受付となったため、保健所では提出先が変更となったことへの周知や、住民からの問い合わせ等に対応し、申請のサポートを行いました。</li> </ul>
<p>○ また、難病を発症した患者を適切に専門医療につなぐため、地域住民に対して難病に関する正確な知識の普及啓発を行うだけでなく、日頃から住民の健康に関わる保健福祉介護関係者に対して研修等を実施し、地域全体での難病に関する知識と理解の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病患者に関わる関係職種が協働して個々の患者の健康課題の解消にむけ、研修会を実施し、難病へ知識の習得と支援の充実を図りました             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅難病患者支援者研修会 実績なし</li> <li>○ 南宗谷難病医療研修会支援(北海道難病連共催) 実績なし</li> </ul> </li> </ul>
<p>在宅療養への支援</p> <p>○ 市町村ならびに地域の関係機関が実施する在宅療養への支援施策について、患者家族に適切に正確な情報が伝わるよう、難病患者に関わる保健医療福祉介護の各関係者の連携体制を充実させていきます。</p> <p>○ また、在宅療養を行う上で患者家族にはさまざまな課題が発生することが予想されるため、それらの患者家族が遭遇するであろう課題に迅速に対応するため、難病患者家族の在宅生活に関わる各関係機関の担当者等の資質向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所と南宗谷3町は、南宗谷難病医療連携システム連絡会議を開催し、システムの効果的な運用について検討を行いました。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施市町村:浜頓別町、中頓別町、枝幸町                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・南宗谷医療システム連絡会議 1回</li> <li>・難病担当者会議 5回</li> <li>・専門外来カンファレンス 7回</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 保健所は、市立稚内病院の神経内科を受診している患者について、主治医や地域支援者とのカンファレンスを行うことで、難病患者に対し効果的な支援に努めています。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 難病カンファレンス 6回 延84件</li> </ul> </li> <li>・ 保健所と地域関係者で在宅療養患者のケース会議を開催し、支援内容や方針について確認するなど、関係者が連携した支援に努めています。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援会議への出席 実績なし</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等が円滑に患者家族に提供されるよう、市町村や保健所の相談窓口などにおいて制度の周知を図ります。</p>	<p>・ 市町村及び保健所の窓口におけるリーフレットの配布や、保健所ホームページなどにおいて、制度の周知を図りました。</p>
<p>難病医療体制の推進</p> <p>専門医の確保は他圏域と同様に難しい状況ですが、現在、管内の3つの医療機関で実施されている専門医による外来診療を継続するとともに、道が実施する利礼地区での神経難病を中心とした難病訪問検診事業の充実ならびに南宗谷地区での南宗谷難病医療システムの円滑な運営に引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>・ 在宅難病患者訪問検診事業により、受診が困難な在宅難病患者に対し、検診班(専門医、理学療法士等)による訪問検診等を行い、患者・家族等に対して適切な療養指導等を行いました。また、地域関係者は検診班の助言等を受け、在宅療養支援を行いました。</p> <p>○ 実施市町村:利尻町、利尻富士町、礼文町</p>
<p>難病患者・家族への支援</p> <p>○ 平成28年に設置された、地域の関係機関ならびに患者家族団体から構成される「宗谷圏域難病対策地域協議会」において、地域において難病の患者家族が安心して生活していく上で直面している各種課題やそれらの解決策について協議することなどを通じて、地域の関係機関による難病患者家族に対する在宅生活支援の充実を図ります。</p>	<p>・ 保健所は、患者・家族に対して電話相談や来所相談、あるいは保健師の家庭訪問等により、健康管理や在宅療養への支援を行いました。</p> <p>○ 相談 実25延30件 訪問 実27延56件</p> <p>○ 難病対策地域協議会の開催 1回</p>
<p>○ また、地域の患者家族会の活動等に対して、患者家族同士の繋がりや疾病に対する理解が深まり、更に活動等を通じて地域に散在する患者家族間の交流が促進されるよう、地域の関係機関はそれぞれの立場から支援していきます。</p>	<p>・ 保健所は、患者交流会や患者団体からの自主的な組織の運営などに関する相談等に対応しました。コロナの影響により集会が困難となっている状況もありますが、今後とも、難病に関する地域組織の会活動を支</p> <p>○ 宗谷地域患者・家族の会への支援 実績なし</p> <p>○ 南宗谷地域難病患者学習会交流会 実績なし</p> <p>○ 北海道難病連南宗谷支部への支援 実績なし</p>

歯科保健医療対策

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>地域歯科保健医療</p> <p>○ 市町村が実施する歯科健診や歯科保健指導等のむし歯予防対策、歯科健康教育等がさらに進められるよう、専門的、技術的な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷圏域市町村歯科保健担当者連絡会において、管内のむし歯罹患状況や高齢期における歯科保健対策等について意見交換・情報提供しました。</li> <li>○宗谷圏域市町村歯科保健担当者連絡会(9月5日開催)</li> </ul>
<p>○ 永久歯のむし歯予防対策として保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○ フッ化物洗口実施市町村 10市町村 未実施であった枝幸町が10月から開始したため、管内全市町村が実施しています。</li> <li>・ フッ化物洗口を実施している市町村においても、未実施施設・学校(保育所・幼稚園・中学校等)があるため、引き続きフッ化物洗口の普及拡大が必要です。</li> </ul>
<p>○ 成人期の取り組みとして、歯周疾患検診及び歯周病予防のための健康教育・相談等の推進を図るとともに、かかりつけ歯科医への定期的な歯科健診の勧奨など歯の健康づくりに関する普及啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○ 成人歯科健診実施・歯科保健指導の実施 7市町村(稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、礼文町、利尻町、幌延町) ※うち、歯周疾患健診実施6市町村(猿払村、浜頓別町、中頓別町、礼文町、利尻町、幌延町)</li> <li>○ 後期高齢者歯科健康診査 4町村(猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町)</li> <li>・ 歯と口の健康週間及び道民健康づくり推進週間等に普及啓発を行いました。</li> <li>○ SNS(超！旬ほっかいどう)での情報発信(6/3～6/10)</li> <li>○ パネル展(稚内市キタカラ11/11～11/18)</li> </ul>
<p>○ 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する専門的口腔ケア提供体制の整備を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔ケアや誤嚥性肺炎予防の取組強化のため、医療職・介護職等を対象に研修会を開催しました。</li> <li>○ 口腔ケアde歯つらつ健康ライフ(稚内市立図書館10/25)</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けるよう普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道民健康づくり推進週間及び北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間等に普及啓発を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パネル展(稚内市キタカラ11/11~11/18)</li> <li>○ ポスター掲示(合同庁舎、保健所、支所、各市町村)</li> </ul> </li> <li>・ オーラルフレイルに係るリーフレットを稚内市在宅医療・介護推進検討会「てっぺんの会」に提供し、公共施設等に配置し普及啓発を行いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯を通じた歯科保健対策の充実を図るため、市町村、保育所、学校、職域施設等が効果的な事業を展開できるよう、歯科医師会等の関係団体と連携しながら、歯の健康づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の歯科保健対策の充実を図るため、意見交換を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宗谷圏域市町村歯科保健担当者連絡会(9月5日開催) 管内の歯科保健・医療提供体制について、市町村やその他関係団体</li> </ul> </li> <li>・ と情報共有及び協議を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議歯科医療専門部会(12月開催)</li> </ul> </li> </ul>
<p>障がい者・要介護高齢者の歯科保健医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者歯科医療協力医制度について普及啓発を推進し、協力医の確保と資質の向上に努めます。</li> <li>○ 歯科医師会と連携し、北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより障がい者歯科保健医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健を推進します。</li> <li>○ 通常の歯科治療を受けることが困難な難病患者、心身障がい児(者)等に対し、歯科疾患の予防、健診、相談及び歯科医療機関受診のための適切な支援を行い、口腔保健の向上を図ります。</li> <li>○ 障がい者等の歯科保健や口腔機能の維持・向上のため、介護関係職種等を対象に口腔ケアを普及し、QOLの向上に努めます。</li> <li>○ 障がい者等の歯科治療のために必要な医療情報や外科・内科治療をより効果的にする口腔ケアに関わる支援など、医科歯科連携の促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○ 北海道障がい者歯科医療協力医 3名指定(稚内市、猿払村、豊富町)</li> <li>・ 引き続き歯科医師会と連携し、「北海道障がい者歯科医療協力医」の確保に努めます。</li> <li>・ 障がい者(児)歯科保健医療連携推進事業を通じて障がい者の歯科保健の推進を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施施設 1カ所(稚内市内)</li> </ul> </li> <li>・ 在宅難病療養者訪問口腔ケア事業を通じ、家族や介護関係職種等に口腔ケアの普及を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問対象者1名</li> </ul> </li> <li>・ 管内の歯科保健医療提供体制について、関係機関・団体等と協議を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議歯科医療専門部会(12月開催)</li> </ul> </li> </ul>



推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
へき地における歯科医療 ○ 歯科医療を受ける機会の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが実施される体制の維持・構築に努めています。</li> </ul>
高次歯科医療及び休日救急歯科医療 ○ 病診連携・高次医療機関に関する情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の歯科治療を受けることが困難と思われる在宅難病療養者及び心身障がい者に対し、高次歯科医療機関の情報提供を行っています。</li> </ul>
○ 休日救急歯科医療の確保を図るとともに、「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した休日救急歯科医療機関の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年始、盆休み等の期間については、歯科医師会が当番歯科医を実施しております。</li> </ul>

第4 医師などの医療従事者確保  
医師

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>○ 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣や自治医科大学卒業医師、地域枠医師の配置について、地域の実情を踏まえた配置となるよう、関係機関に対し、引き続き強く働きかけます。</p>	<p>・ 道として、自治医科大学卒業医師の配置や3医育大学地域医療支援センター等を活用し、医師の確保、派遣に努めております。 令和4年度は、自治医科大学卒業医師の配置3名(市立稚内病院:1名、利尻島国保中央病院:2名)、地域医療支援センターからの医師派遣1名(市立稚内病院)、地域枠医師の配置1名(市立稚内病院)が確保されています。 引き続き、地域の実情を踏まえた医師の配置となるよう関係部局へ地域の要望を伝えます。</p>
<p>○ 道外等からの医師の招へいに向け、地域からの情報発信を積極的に行います。</p>	<p>・ 保健所は、道外等からの医師の招へいに向け、道外出身医師のインタビューを基にチラシの作成や、ホームページを活用し、積極的に情報発信を行いました。 ○ 宗谷地域医療従事者確保対策事業</p>
<p>○ 「地方・地域センター機能強化事業費補助金」等を活用しながら、地域センター病院(市立稚内病院)の機能強化を図るとともに、地域の医療機関に対する代替医師や診療協力のための医師派遣を促進します。</p>	<p>・ 地域センター病院である市立稚内病院に対し、「地方・地域センター機能強化事業費補助金」による財政的支援を行い、地域の医療機関に対する医師派遣を促進しました。 ○ 地方・地域センター機能強化事業費補助金 市立稚内病院</p>
<p>○ 各自治体による医学生に対する修学資金の貸付を引き続き行い、地域の医師確保に努めます。</p>	<p>・ 道は、「北海道医師養成確保修学資金貸付事業(地域枠制度)」により、医師不足地域に所在する公的医療機関等に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸し付けることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保に努めています。</p>
<p>○ 青少年を対象とした医療体験学習会等を開催するなど、将来、地域医療を担う人材の育成を推進します。</p>	<p>・ 道は、将来の地域医療を担う人材を育成するため、小・中学生を対象とした医療体験学習等を実施する「地域医療を担う青少年育成事業」を行っています。</p>
<p>○ 医療機関の求めに応じ、北海道勤務環境改善支援センター等を活用しながら、医師の負担軽減など勤務環境の改善を推進します。</p>	<p>・ 道は、北海道勤務環境改善支援センターを設置し、働きやすい職場環境づくりに向けた各種研修会を実施するなどして、医師の負担軽減など勤務環境の改善を推進しました。 また、保健所は、各医療機関に対して、医療機関による主体的な勤務環境改善に向けた取組を推進することにより、医療従事者の確保を図ることを目的とする「医療勤務環境改善支援事業費補助金」についての周知を行っています。</p>

看護職員

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>看護職員の安定的な確保に向けて、これまで取り組んできた「養成」「就業定着」「再就業促進」「人材育成」を一層推進し、期待される場所で期待される役割を果たす人材の育成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員確保に係る各種会議や連絡会をとおして、各関係機関と管内での取組状況を共有するとともに、看護職員の安定的な確保・定着にむけた協議を行いました。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宗谷地域訪問看護ステーション管理者等情報交換会(3月9日)</li> <li>宗谷地域看護管理者の会(6月4日)</li> <li>管内市町村保健師係長等会議(7月26日、2月22日)</li> <li>南宗谷リーダー保健師等連絡会(11月8日、3月13日)</li> <li>利礼三町保健師係長等会議(2月28日)</li> <li>市町村支援実務者会議(6月16日、3月22日)</li> </ul> </li> <li>○ 当圏域の魅力発信(看護師向け)</li> <li>宗谷地域医療従事者確保対策事業</li> <li>○ 看護学生実習             <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道稚内高等学校専攻科看護科在宅看護論実習 I (39名)</li> <li>名寄市立大学保健福祉部看護学科公衆衛生看護学実習(15名)</li> <li>札幌医科大学地域医療合同セミナー I 地域医療基礎実習</li> </ul> </li> <li>○ 市町村保健師育成支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生看護活動基盤整備事業</li> <li>(市町村支援:稚内市、猿払村、礼文町、浜頓別町)</li> </ul> </li> </ul> <p>看護職員等の人材確保や定着にむけた取組の検討や育成については、地域全体での取り組みを継続する必要があります。</p>
<p>養成数や教育環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中学生や高校生が看護の魅力ややりがいを知り看護職を志望する動機となるよう「ふれあい看護体験」や「進学相談会」などを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村や医療機関、看護協会等により、看護職について広く知ることができる機会を開催しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護学生が安心して学べるよう修学資金を貸付し、当地域に従事する看護職員の安定的な確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内市町村保健師係長等会議により、看護職員の確保・定着に係る取組状況について協議を行いました。</li> <li>市町村や医療機関等により看護を志す学生への就学資金の貸付等により看護職員の確保に努めています。</li> <li>当管内は看護職の養成校を擁することから、今後も広く看護の魅力ややりがいを知ることができる教育環境の充実が必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護基礎教育の充実に向けて、看護職員養成所の看護教員の養成・質の向上を図るとともに、実習指導者の養成など学生実習の受入体制の整備を支援します。</li> </ul>	

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>就業定着・離職防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てや介護など生活と仕事の両立に向けて、院内保育所の運営や多様な勤務形態の導入、勤務環境改善を目的とした施設整備などを行う医療機関の取組を支援します。</li> <li>○ 新人看護職員の早期離職を防ぐため、医療機関における新人看護職員研修を推進します。</li> <li>○ 就業を希望する看護師が、円滑に再就業につながるよう、離職時の北海道ナースセンターバンクへの届出制度の活用を推進します。</li> <li>○ 勤務環境の改善に向けたワークライフバランスの取組を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世代の仕事の両立と勤務環境の改善を目的とした各種補助金の活用促進をとおして医療機関等における就業定着・離職防止の取組を支援しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金 市立稚内病院</li> </ul> </li> <li>・ 宗谷地域看護管理者の会等により、各種補助金の活用について情報提供し、新人看護職員研修の推進に努めました。 今後も看護職員の離職防止を図るため各種制度活用を図るとともに、勤務環境の改善に向けた取組の継続が必要です。</li> </ul>
<p>未就業看護職員の再就業促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道看護協会と連携し、届出制度等を活用した未就業者の再就業対策を推進します。また、求職・求人情報の共有や合同面接会など、ハローワークとの密接な連携による就業斡旋体制を強化します。</li> <li>○ 北海道ナースセンター「ナースバンク事業」を活用し、ライフサイクルやキャリアに応じ就業斡旋相談を行うとともに、eラーニングの活用など充実した復職支援により再就業の不安軽減を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例年、看護職員確保地域推進会議等において、道北圏域での看護職員就業支援状況を共有するとともに、北海道ナースバンク事業における届出制度等の普及啓発をとおして再就業対策の推進を図ってきましたが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み実施できませんでした。</li> <li>・ 今後も未就業看護職員の再就業促進を図るため、離職時の届出制度の普及を図るとともに、復職支援の充実が必要です。</li> </ul>
<p>人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護実践能力の向上と、地域住民への安全・安心な医療を確保するため、医療機関等における人材育成の体制整備を推進します。</li> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築に向け、管理的立場の看護職のけん引力・指導力強化に向けた研修を行うとともに、医療や介護、福祉、行政など様々な分野で働く看護職の研修等を地域別に行い、看護連携を推進します。</li> <li>○ 訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや在宅移行を含めた療養支援に関する研修を行うとともに、医療機関で働く看護職員には、在宅医療に関する理解の促進、退院支援機能の強化に向けた研修等を行い、在宅医療を担う人材を育成します。</li> <li>○ 保健師・助産師・看護師それぞれの職能に期待される役割や専門性を発揮できるよう、保健師は、地域包括ケアシステムの構築に向けた地区診断力や企画調整力の向上、助産師は周産期医療を担う助産実践能力の向上、看護師は医療の高度化に伴う専門分野の看護技術の向上に向けた研修等を行い、人材育成を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷地域看護管理者の会や訪問看護ステーション管理者等意見交換会にて各機関の取組状況を共有し、体制整備の推進に係る協議を行いました。 また、管内市町村保健師係長等会議、宗谷地域看護管理者の会等により地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行い、管内における看護管</li> <li>・ 訪問看護ステーション管理者等連絡会議における協議において、訪問看護の重要性や平常時対策の充実、人材育成に係る協議を行いました。在宅医療の理解や促進、連携に係る研修等を継続する必要があります。</li> <li>・ 管内市町村保健師係長等会議、宗谷地域看護管理者の会等により管内における看護管理者間の連携を図るとともに、地域の課題や取組に係る情報交換、地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行いました。 また、看護協会や関係団体等により看護技術の向上に資する研修等を開催し、人材育成を推進しました。 当管内は地域特性の影響も少なくないことから、看護職員の定着と離職防止の観点から看護技術の向上に向けた取組が必要です。</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和4年度取組状況及び評価
<p>地域での就業促進</p> <p>○ 地域の病院等における看護職員の不足を一時的に解消するため、「地域応援ナース」や助産師の出向事業を活用し、派遣された看護職員が地域医療への理解を深め専門性を活かした多様な働き方ができるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗谷地域看護管理者の会等により、各種補助金の活用に係る情報提供と新人看護職員研修の推進に努めました。今後も看護職員の確保・定着を推進するため、出向支援事業の活用とともに多様な働き方ができる環境整備に向けた取組が必要です。</li> </ul>
<p>○ 当地域で看護職員として就業する看護学生に対する修学資金の貸付けや看護職員の不足する地域へ積極的に学生を就業させている養成所への運営支援などにより、中長期的な地域偏在の解消に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内市町村保健師係長等会議により、看護職員の確保・定着に係る取組状況について協議を行いました。市町村や医療機関等により看護を志す学生への就学資金の貸付等により看護職員の確保を図りました。</li> </ul>
<p>○ 地域の実情や課題に応じた看護職員の確保対策を展開するため、保健所が中心となり、看護管理者等との連携を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗谷看護管理者の会、管内市町村保健師係長等会議により地域の実情と課題の共有及び協議を行いました。今後も引き続き地域の実情に応じた看護職員の確保対策の推進と圏域での取組の推進が必要です。</li> </ul>